

○ 鈴鹿工業高等専門学校日本学生支援機構給付金奨学生の推薦基準

〔平成 29 年 7 月 19 日〕
校 長 裁 定

鈴鹿工業高等専門学校日本学生支援機構給付金奨学生の推薦基準

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学生委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

1 人物について

以下の全てに該当すること。

- (1) 人生設計が明確で、学業に対して前向きに取り組んでいる。
- (2) 学則を遵守し、本校学生として給付奨学生にふさわしい学校生活を送っている。
- (3) 学校行事等において他の学生と協力するなど、協調性を備えている。

2 健康について

以下のいずれかに該当すること。

- (1) 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- (2) 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

3 学力及び資質について

- (1) 第 2 学年末成績における学科順位が上位 2 / 3 以上であること。あるいはそれと同等と認められること。
- (2) 前号の選考基準に係らず、学習成果や課外活動等において、特筆すべき成績を挙げた学生と校長が特に認めた場合は、当該学生を候補者として選考することができる。
- (3) 社会的養護を必要とする学生は、第 3 学年において標準単位数を修得する見込みがあり、学業に前向きに取り組んでいること。

4 家計について

生計を維持する者が、以下の(1)、(2)のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする学生等の場合は、(3)に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- (1) 市区町村民税所得割を課されていないこと。（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）
- (2) 生活保護を受給していること。（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- (3) 以下（注）の施設等に入所していること。（学生等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする学生等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（学生等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））学生等をいう。

イ 児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）

ロ 児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）

- ハ 児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
- ニ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
- ホ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
- ヘ 里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）

附 記

この基準は、平成 29 年 7 月 19 日に施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。